

介護事業所 新型コロナウイルス感染拡大防止対策への支援

～衛生用品・備品・感染拡大防止対策費用を補助～

1事業所
10万円補助

小平市では、令和4年度に引き続き、市内介護事業所の業務継続を支援するため、衛生用品、備品等の感染拡大防止対策費用を補助します。

1 補助金を受けられることができる事業所

市内に事業所を有し、次のいずれかのサービスを実施している事業所
訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）、（看護）小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護支援、介護予防支援、福祉用具貸与、訪問型サービス、通所型サービス、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

2 補助対象経費

新型コロナウイルス感染拡大防止を図る目的で、介護事業所が令和5年4月から令和6年1月までに購入等に要した次のいずれかに該当する経費

(1) 衛生用品・備品等の購入費

＜衛生用品の例＞

マスク、消毒用エタノール、防護服、医療用ガウン、手袋、ゴーグル、フェイスシールド、消毒液、手洗い用せっけん、洗剤、うがい薬、体温計、

＜備品の例＞

- ・空気清浄機、扇風機（換気対策）、ビニールカーテン、パーテーション、テーブル（3密回避のため）、血圧計、パルスオキシメーター、
- ・自転車、自動車（公共交通機関の利用を避けるため）
- ・パソコン、タブレット等ICT機器（オンライン会議、テレワーク用）

(2) 感染拡大防止を図りながら継続してサービスを行うために必要な経費

例：事業所（施設）の消毒や清掃に係る費用（消毒・清掃費用、消毒液、洗剤、タオル、ペーパータオル）

(3) 感染拡大防止のために、追加で必要となる経費

例：デイサービス等における送迎を少人数で実施する場合に係る車の追加の購入・リース費用、ガソリン費

例：訪問系事業所において1回ごとに着替えることに伴う職員のユニフォーム費用、クリーニング代

(4) オンライン会議、テレワークのための通信費（携帯電話、通信料）

(5) 新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者、又は発熱者に対応した職員への特別手当（危険手当、時間外手当）

※この他にも、新型コロナウイルス感染対策を行い、安全にサービスを提供するのに必要な物品であれば、対象となりますので、ご不明な点はお問い合わせください。

※食材費、事業所家賃、光熱水費は補助対象外です。

3 補助金額

1事業所当たり10万円を上限とします。

※以下に該当する場合は1事業所とみなします。

- ・介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合
- ・福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合
- ・訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの両方の指定を受けている場合
- ・通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの両方の指定を受けている場合

4 申請書類

- (1) 小平市介護事業所感染拡大防止対策補助金交付申請書（別紙1）
- (2) 小平市介護事業所感染拡大防止対策補助金実績報告書（別紙2）
- (3) 小平市介護事業所感染拡大防止対策補助金実績報告内訳書（別紙3）
- (4) 感染拡大防止対策に係る経費の支出が確認できる領収書（レシート可）、請求書又はその写し

5 申請期間

令和6年2月9日（金）まで

6 申請方法

提出先に郵送またはご持参ください。

7 交付時期

申請書等の審査が完了し次第、指定口座に振り込みます。

【問合せ・申請書類の提出先】

〒187-8701 小平市小川町2-1333

小平市健康福祉部高齢者支援課計画担当

電話：042-346-9823

FAX：042-346-9498

E-mail koreishashien@city.kodaira.lg.jp